

前金払及び中間前金払の支払限度額撤廃について(お知らせ)

輪島市が発注する建設工事等について、受注者の円滑な資金調達を支援し、公共工事の適正な施工を確保する観点から、下記のとおり前金払及び中間前金払の制度を下記のとおりとします。

記

1. 改正内容

改正前	改正後
○前払金 契約金額300万円以上 ・ 建設工事で4割以内 ・ 設計等業務で3割以内 ただし、 <u>限度額5,000万円以内</u>	○前払金 契約金額300万円以上 ・ 建設工事で4割以内 ・ 設計等業務で3割以内 <u>限度額なし</u>
○中間前払金 既に前金払がなされた建設工事で 2割以内 ただし、 <u>限度額5,000万円以内</u> (前金払と中間前金払の合計額)	○中間前払金 既に前金払がなされた建設工事で 2割以内 <u>限度額なし</u>

2. 適用日

平成28年4月1日以降の発注から適用